

岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設 指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

岐阜市子ども未来部子ども支援課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	基本的な運営方針	1
3	応募資格	1
4	指定期間	2
5	施設の概要	3
6	指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	5
7	指定管理に関する経費	1 0
8	指定管理者の審査・選定の方法	1 2
9	協定書の締結	1 5
10	スケジュール	1 5
11	応募に関する説明会	1 6
12	応募手続等	1 6
13	応募に関する留意事項	1 8
14	連絡先及び書類の提出先	1 8

【参考資料】

資料 1	岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設指定管理業務仕様書
資料 2	指定管理業務に係る特記仕様書
資料 2-1	情報セキュリティ対策チェックシート
資料 3	面積一覧表
資料 4	収支予算立案のための参考情報
資料 5	備品一覧
資料 6	岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設の管理運営に関する協定書（案）
資料 7	岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設の管理運営に関する協定書（コンソーシアム案）

【施設設置条例等】

岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設条例(令和4年3月30日条例第17号)
岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設条例施行規則(令和4年3月30日規則第28号)

1 募集の趣旨

岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設「ツナグテ」（以下、「施設」という。）は、遊びを通じて子どもの生きる力を養い、子育てを行う家庭を支援するとともに、これらの人々の交流を促進することにより中心市街地のにぎわい創出に寄与することを目的に設置されました。

本市では、施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設条例（令和4年岐阜市条例第17号。以下、「条例」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

なお、指定管理者制度は、市議会の議決を経て市が指定する法人その他の団体が施設の管理を行うものであり、民間の能力やノウハウを活かし一層の利用者サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするものです。指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な運営の下、安定的な施設の運営を確実に行えることが必要となります。

2 基本的な運営方針

本施設は、「あそび場はまなび場」をコンセプトに、遊びを通して学び、成長し、探求力を高め、天候に関係なく遊ぶことのできる場所であるとともに、子どもの興味・関心等に応じ自ら考え選択できる多様な学びの場所として、また、子育てに希望と安心のあるまちに向け地域の子育て力の向上を図り、岐阜のまちに対して愛着や誇りをもって岐阜のまちが好きになるきっかけになる場所になることを目指し整備されました。

令和5年4月の開館から2年が経過し、この間、市立中央図書館の司書による絵本の読み聞かせ会をはじめとした市他部局との連携プログラムの定着や、子どもに関わる全ての大人を対象とした講座の実施、認知度の上昇に伴い利用者が増加している一時預かり事業など、子育て家庭の支援事業の充実が図られています。

今後は指定管理者制度を導入することで、指定管理者の創意工夫による施設の効果的・効率的な管理運営と利用者サービスの向上、子育てを行う家庭の支援の更なる充実を図るとともに、これまで以上に子育て世代の交流促進による中心市街地のにぎわい創出を目指すことを基本的な運営方針とします。

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下、「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に

より指定の取消しを受けていない団体であること。

(4) 管理運営のために必要な下記の資格を有すること。

・甲種防火管理者（1名）

※その他、保育士資格者（開館日は常時2名以上）を配置できるようにすること

(5) 過去5年（令和2年度～令和6年度）に地方公共団体所管の子どもの遊び場がある子育て支援施設において、運営業務委託を受託又は指定管理者として指定された、あるいは民間の同様の施設において3年以上運営した実績があること。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない（競争入札の参加資格を有する）団体であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。

(9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

(10) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。

(11) 市税等の滞納がない団体であること。

※コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の場合の注意事項

①複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が複数のコンソーシアムへ参加することはできません。

②コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人（以下、「代表構成員」という。）を定めていただきます。

③法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、代表構成員になることはできません。

④構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。

⑤上記(1)～(3)及び(6)～(11)については、コンソーシアムの構成員がすべて満たすものとします。

⑥上記(4)及び(5)については、コンソーシアムの構成員のいずれかが満たすものとします。

⑦コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式第2号の1から3までの書類の提出が必要となります。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とします。

5 施設の概要

(1) 名称等

名 称	岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設「ツナグテ」
所 在 地	岐阜市徹明通2丁目18番地 柳ヶ瀬ガラスル35 4階
電話/FAX	電話 (058)214-3117 FAX (058)214-3118
供用開始	令和5年4月30日
建築構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
延床面積	1,927.71㎡
施設詳細	北エリア：ふぁみりーエリア（無料エリア）を含む 598.07 ㎡ ・まなべルーム（研修室） ※定員 40 名（約 90 ㎡） ・あずかルーム（一時預かり室） ・ふれあい広場 南エリア：きつずエリア（有料エリア）を含む 1329.64 ㎡ ※詳細は資料3「面積一覧表」に記載

(2) 運営状況

① 事業・業務内容

（詳細は資料1「岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設指定管理業務仕様書」に記載）

- ・施設の運営に関すること
 - 人員配置及び人員管理
 - 利用者への利用案内
 - 予約システムの管理
 - 施設使用の受付・許可等
 - 使用料等の収入事務
 - 支出事務 ほか

- ・施設の維持管理に関すること

※現在、以下の4つの業務は総合管理業務委託として柳ヶ瀬ガラスル35管理組合が契約している「日本管財㈱」と市が契約しており、指定管理導入後も引き続き市が直接契約します。指定管理者は日常的に異変がないか確認し、異変を認識した場合は速やかに総合管理業務委託の契約会社に報告し対応してください。

①清掃業務

②建物・設備管理業務

③警備業務

④害虫防除業務

- 美観の維持
- 設備点検
- 修繕等

- ・事業の実施に関すること

- 児童館・児童センター、ドリームシアター岐阜、学校等との連携事業
- 岐阜市立図書館との連携事業

- 岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設及び岐阜市中保健センターとの連携
- 子ども・若者の運営参画による事業
- 中心市街地のにぎわい創出に寄与する事業
- ・経営管理業務に関すること
 - 事業計画の策定業務
 - 業務報告書の作成等
- ・その他、施設の管理上、市が必要と認める業務に関すること

② 利用者数

年度	総来館者数	ふぁみりーエリア（無料）	きつずエリア（有料）
令和５年度 (4/30～3/31)	192,281 人	124,454 人	大人 30,942 人 子ども 36,885 人 合計 67,827 人
令和６年度 (4/1～3/31)	176,076 人	113,397 人	大人 28,020 人 子ども 34,659 人 合計 62,679 人
合 計	368,357 人	237,851 人	130,506 人

☞令和８年度以降の目標来館者数は年間 200,000 人としています。

③ 研修室・あずかルーム利用状況

年度	研修室（まなべルーム）	あずかルーム
令和５年度 (4/30～3/31)	479 コマ／2,536 コマ（稼働率 18.9%） うち有料利用 114 コマ（全コマ数の 4.5%）	810 人
令和６年度 (4/1～3/31)	716 コマ／2,760 コマ（稼働率 25.9%） うち有料利用 89 コマ（全コマ数の 12.4%）	985 人

④ 管理運営費決算額（消費税及び地方消費税を含む）（単位：円）

※指定管理導入後も市が引き続き支出する費用（負担金等）を除く

費目	令和５年度	令和６年度（見込み）
人件費（※）	20,592,822	22,392,764
需用費	8,473,182	9,794,825
消耗品費	3,493,438	3,777,999
光熱水費	4,710,244	5,550,206
修繕料	269,500	466,620
役務費	857,520	959,386
通信運搬費	559,420	429,186
手数料	295,900	528,000
保険料	2,200	2,200
委託料	85,976,000	86,456,700

使用料及び賃借料	219,140	314,530
備品購入費	0	3,945,860
合計	116,118,664	123,864,065

(※) 施設の管理のため市職員 3 名を配置

⑤ 管理運営費予算額（消費税及び地方消費税を含む）

※指定管理導入後も市が引き続き支出する費用（負担金等）を除く

令和 7 年度予算額
127,378 千円

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

(1) 管理運営形態

本施設は、市が支払う指定管理料により管理運営していただきます。

市は指定管理者からの申し出に基づき、指定管理者を指定公金事務取扱者（※）として指定し、指定管理者は施設の使用料収入を市に納入していただきます。

（※）地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、公金の徴収・収納や支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長から公金事務を委託（指定）された者を指します。
指定公金事務取扱者に指定された者は、市にかわり使用料等の公金を徴収することができます。

きつずエリア及びまなべルームの使用料は券売機にて現金またはキャッシュレス決済により徴収します。また、あずかルームの利用料は岐阜市が貸与する機器を用いたキャッシュレス決済により徴収します。なお、決済端末のレンタル料及び決済にかかる手数料は岐阜市が負担しますが、施設の物品と同様に指定管理者の責めに帰すべき事由による機器の損傷や機器の紛失は指定管理者の負担による修繕となりますので、その取り扱いには十分にご注意願います。

(2) 管理基準

①開館時間

午前 10 時から午後 6 時まで

※きつずエリア（有料エリア）の最終入場時間は、午後 5 時 30 分まで

②休館日

ア 各月の最終の木曜日。（イの年末年始期間の休館日と重なった場合は、当該木曜日の属する週の直前の木曜日）ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 128 号）に規定する休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日とする。

イ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

なお、指定管理者は、施設の管理上特に必要があると認めるときは、市の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができます。

③使用許可等の基準

ア 使用の制限

条例第11条の各号に該当する場合は、使用許可はできません。

条例第13条の各号に該当する場合には使用許可を取り消し、又は、使用の中止を命令することができます。

イ 使用の許可

岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設条例施行規則に従ってください。

④個人情報の保護及び情報公開の推進

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。そこで、指定管理者として指定された場合は、資料2「指定管理業務に係る特記仕様書」に定める事項を遵守していただきます。

また、指定管理者は、資料2「指定管理業務に係る特記仕様書」に定める事項の範囲内で、施設の管理運営の状況、施設の利用状況、アンケートの実施内容等などについて、積極的な情報公開の推進に努めることとします。

⑤目的外使用許可の基準

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であり、財産の分類上、行政財産として区分されています。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。ただし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされており、これを目的外使用許可といいます。指定管理者が次に掲げる目的で施設を使用する場合は、市に申請し、目的外使用許可を得てください。また、目的外使用に該当するか疑義がある場合には、市と協議することとします。なお、指定管理者は目的外使用の許可にかかる権限を有していないため、目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が、直接指定管理者にあった場合は速やかに市に引き継ぐようにしてください。

- ・当該行政財産を利用する者の利便を図るため、自動販売機等を設置するとき。
- ・公の学術調査若しくは研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用させるとき。
- ・水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- ・災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- ・国、地方公共団体その他の公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- ・市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。

- ・その他、市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

⑥災害発生時の指定管理者の対応について

- ア 施設は、岐阜市地域防災計画において指定一般避難所等に指定されておりましたが、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害（以下、「災害」という。）が発生した時は、市と協議し施設利用者及び自主避難者の受け入れに応じること。
- イ 災害が発生した時は、施設及び周辺の状況を把握し市に報告すること。
- ウ 災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。

⑦SDGs 及び環境への配慮について

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めることとします。

- ・省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めること。
- ・廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。
- ・環境負荷の低減に配慮した物品の購入に努めること。（グリーン購入の推進）

⑧その他

資料 2 「指定管理業務に係る特記仕様書」の規定を遵守することとします。

（３）業務の範囲

- ①施設の運営に関する業務
- ②施設の維持管理に関する業務
- ③指定事業の実施に関する業務
- ④経営管理に関する業務
- ⑤事務引継に関する業務

施設管理者が交代する場合、指定期間の始期から新たな施設管理者が円滑に管理業務を実施できるよう、新旧施設管理者で引継ぎを行っていただきます。

詳細は、資料 1 「岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設指定管理者業務仕様書」を参照ください。

（４）権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

（５）業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

ただし、業務の主たる部分以外については、事前に市の承認を得た上で第三者に委託することができます。

（６）従業員の雇用継続

現在勤務している職員から継続雇用の希望があった場合は、継続雇用を検討するように配慮してください。

(7) 自主事業(指定管理者の費用負担による業務)

指定管理業務に含まれていない事業でも、施設の設置目的又は用途を妨げない範囲であれば、指定管理者が市の承認を得て自主事業を行うことができます。その実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・指定管理者の創意工夫やノウハウを活かすことにより施設の利用促進やサービスの向上に資する事業であること。(例：靴下の販売)
- ・指定管理者が自らの費用負担により実施し、事業の実施より発生する収入は指定管理者に帰属するが、損失が発生した場合でも市は補填を行わない。
- ・事業実施前までに市の承認を得ること。また、その内容が目的外使用に該当する場合は市から目的外使用の許可を得ること。
- ・指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等になるため、長期にわたり独占的に使用する提案は避けること。

(8) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設の瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止等）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○

8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

このうち №11 の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

（参考）＜市民総合賠償補償保険＞

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1 名につき 3,000 万円	死亡補償保険金 500 万円
	1 事故につき 3 億円	後遺障害補償保険 20 万～500 万円
	財物賠償 1 事故につき 1,000 万円	入院補償 1 日から適用
		通院補償 6 日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※ 指定管理者の負担により実施する自主事業については、保険の対象となりません。

※ 補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

（９） 指定の取消し等

① 市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

ア 関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。

イ 関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。

ウ 募集要項の応募資格に不適合となったとき。

エ 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

② このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(10) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

エ 評価

本施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

※ 評価は、事業報告書及び担当者への聞き取り調査等により、外部の有識者等で構成する、評価委員会において行います。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

指定公金事務取扱者（※）は、帳簿の保存等が必要となります。

また、市による検査を実施することがあります。

（※）「6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等（1）管理運営形態」を参照してください。

7 指定管理に関する経費

(1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う指定管理料により、管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(2) 年度の指定管理料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。収支予算立案のための参考情報については資料4「収支予算立案のための参考情報」を参照してください。

上限額（千円・消費税等込）

年度	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13
指定管理料上限額	106,948	105,375	105,411	105,012	105,012	105,411

＜単年度の上限額の積算内訳＞

（単位：千円）

費目	R8	R9	R10	R11	R12	R13
人件費	67,904	67,904	67,904	67,904	67,904	67,904
報償費	300	300	300	300	300	300
旅費	30	30	30	30	30	30
需用費	11,590	11,890	11,920	11,590	11,590	11,920
消耗品費	4,576	4,776	4,576	4,576	4,576	4,576
印刷製本費	350	450	350	350	350	350
光熱水費	5,764	5,764	5,764	5,764	5,764	5,764
修繕料	900	900	1,230	900	900	1,230
役務費	575	575	575	575	575	575
通信運搬費	550	550	550	550	550	550
手数料	25	25	25	25	25	25
委託料	3,976	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376
使用料及び賃借料	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111
備品購入費	900	900	900	900	900	900
一般管理費	8,839	8,709	8,712	8,679	8,679	8,712
消費税相当額（10%）	9,723	9,580	9,583	9,547	9,547	9,583
合 計	106,948	105,375	105,411	105,012	105,012	105,411

（３）指定期間中の各年度の指定管理料は応募者の提案した指定管理料の額とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。

（４）指定管理料は原則として精算しません。が、協定書に定めのない事項の発生により、事業計画の見直しが必要となる場合は、市と指定管理者との協議に基づき精算を実施することがあります。

（５）本施設の使用にかかる使用料及びあずかルーム利用料は市の歳入となります。

（６）市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入（収入）となります。ただし、自主事業の収入は指定管理者の収入となります。

（７）指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）を基準とし支払うものとし

ます。なお、支払い時期や方法等は協定書にて定めます。

- (8) 指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を明確に区分して整理してください。

- (9) 指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

- (1) 基本的な考え方

指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

- (2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した申請団体について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以降、1年を経過した日までの期間に不測の事態が生じた場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて選定委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、「岐阜市子ども未来部指定管理者選定委員会」（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、申請団体と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

- (3) 審査結果

審査結果及び選定・選定外の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

ただし、選外であった応募団体名は公表しません。

(4) 選定方式

第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審 査 項 目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。	適・否
2	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。	適・否
3	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
4	応募資格に記載する管理運営に必要な資格を有していること。	適・否
5	過去5年（令和2年度～令和6年度）に地方公共団体所管の子どもの遊び場がある子育て支援施設において、運營業務委託を受託又は指定管理者として指定された、または民間の同様の施設において3年以上運営した実績があること。	適・否
6	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
7	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
9	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
12	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※第1次審査以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、申請団体もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した申請団体について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は200点を満点として、合計点と区分ごとの採点結果を勘案し、全委員の協議による「総合評価」により選定します。ただし、採点の結果、各区分の小計が配点の3割未満の場合又は合計得点が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

＜選定基準及び評価項目＞

区 分	配点	選定基準	評 価 項 目
公平性 透明性	20	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど
			情報公開、広報の方策
			その他応募者の提案によるもの
効果性	55	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			事業計画書兼提案書の各項目のうち「その他の提案」に相当する提案内容
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など
			利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）
			利用促進、利用者増の方策
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど
			その他応募者の提案によるもの
効率性	35	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			指定管理経費の設定額
			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）
			管理経費縮減の具体的方策
			スタッフ配置の妥当性（シフトに無理はないか）
			その他応募者の提案によるもの
安定性 安全性	50	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			当該公の施設に類似あるいは関連する施設における事業の実績
			経営基盤の安定性
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制

			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策
			リスクへの対応方策・能力 (利用者の安全確保策、非常時の対応マニュアル、損害賠償能力など)
			その他応募者の提案によるもの
貢献性	40	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは中心市街地（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは中心市街地（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			地域経済の健全な発展への寄与 (主たる事務所や一部業務の再委託先が市内かどうか)
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用
			地元での社会活動等への参加
			地元団体や他の市有施設との連携、地元住民等との交流の促進
			その他応募者の提案によるもの

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や指定管理料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

なお、指定管理者がコンソーシアムとなった場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出していただきます。

10 スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| (1) 募集要項の公表・配布 | 令和7年7月1日（火）～ |
| (2) 説明会の開催 | 令和7年7月18日（金） |
| (3) 質問受付期間 | 令和7年7月1日（火）～令和7年8月8日（金） |
| (4) 申請書受付期間 | 令和7年7月1日（火）～令和7年8月22日（金） |
| (5) 第1次審査（資格審査等） | 令和7年8月下旬～9月中旬 |
| (6) 第2次審査（提案内容等の審査） | 令和7年9月下旬～10月上旬 |
| (7) 選定結果の通知・公表 | 令和7年10月中旬～11月上旬 |
| (8) 市議会へ指定議案等を提案 | 令和7年11月下旬 |
| (9) 指定の通知 | 令和7年12月下旬 |
| (10) 協定書の締結 | 令和8年1月頃 |
| (11) 事務引継・トレーニング | 協定締結後～令和8年3月 |

11 応募に関する説明会

日時：令和7年7月18日（金）13時30分から

場所：岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設「まなべルーム」

（注意事項）

- ・参加人数は**一団体につき3名まで**とします。
- ・参加を希望される場合は**前日17:00まで**に市ホームページ（ページ番号：1033532）の「**説明会参加申込フォーム**」からお申込みください。
- ・当日は募集要項等を配付しませんので、関係書類を持参（データ可）し開催時間までに受付を済ませてください。
- ・説明会への参加の有無が後の評価に影響を与えることはありませんが、参加をしなかったことで得られなかった情報等について、市は責任を負いかねます。

12 応募手続等

（1）申請書類等の提出方法等

市ホームページ（ページ番号：1033532）から申請書類等を入手し、必要事項を記入のうえ次のどちらかの方法により提出してください。（**申請書受付期間内必着**）

- ①施設まで持参（受付時間：土日祝日と休館日を除く午前10時00分～午後5時30分）
- ②簡易書留等記録が残る送付方法

（注意事項）

- ・申請に要する経費は全て申請者の負担となります。
- ・申請者から提出された書類は、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

（2）提出書類

「提出書類一覧」及び「様式」は以下のとおりとなります。

No.	提出書類（必要部数）	主な記載内容	様式
1	岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設 指定管理者指定申請書（正本1部、副本10部）		様式1
2	団体の概要及び活動状況を記した書類 （正本1部、副本10部） ※コンソーシアムの場合は構成員全て	①令和7年7月1日以降に発行された 登記事項証明書（全部事項証明書） ②直近3事業年度の決算期の財務諸表 ③団体の概要や活動状況がわかる書類 （団体のパンフレット等）	— 任意 任意
3	定款、規約又はこれらに類する書類の写し （正本1部、副本10部） ※コンソーシアムの場合は構成員全て		—

4	(コンソーシアムの場合) 岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設 指定管理業務コンソーシアム構成員表 (正本1部、副本10部)		様式2の1
5	(コンソーシアムの場合) 岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設指定管理業務 コンソーシアム協定書 (正本1部)		様式2の2
6	(コンソーシアムの場合) 委任状 (正本1部)		様式2の3
7	類似施設等管理運営実績報告書 (正本1部、副本10部)	過去5年間に於ける子どもの遊び場がある 子育て支援施設の管理運営実績	様式3
8	岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設 事業計画書兼提案書 (正本1部、副本10部)		様式4
9	岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設の管理に関する 収支予算書 (正本1部、副本10部)		様式5
10	岐阜市柳ヶ瀬子育て支援施設指定管理者指定 申請にかかる誓約書 (正本1部) ※コンソーシアムの場合は構成員全て		様式6
11	納税証明書 (滞納がないことを証明すること) (正本1部)	令和7年7月1日以降に発行された直近3か年 分の原本 (対象となる税) 市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固 定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び 事業所税	—
12	甲種防火管理者の資格を証するもの (写し) (正本1部) ※コンソーシアムの場合は構成員のいずれか	保育士資格は、協定書締結前までに提出	—
13	役員名簿照会及び同意書 (正本1部) ※コンソーシアムの場合は構成員全て	役員等の役職、氏名、生年月日、住所等	様式7
14	指定管理者募集要項等に関する質問票		様式8
15	辞退届 (正本1部)		様式9

- ・ 副本は正本の複写で差し支えありません。
- ・ 用紙は日本工業規格A4サイズとします。ただし、A3サイズの図面等のみA4サイズに折って使用することができます。なお、会社概要を示すパンフレット等についてはサイズを問いません。
- ・ 申請書等の印字については片面印刷、両面印刷のどちらでも可とします。
- ・ 申請書等を綴じる順番は上記の順とし、ホチキスなどで綴じないこと。
- ・ 提出していただいた書類は、返却いたしません。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和7年7月1日（火）から8月8日（金）までとします。

質問票（様式8）を作成のうえ、市ホームページ（ページ番号：1033532）の「**指定管理者申請問い合わせフォーム**」でご提出ください。なお、質問に対する回答は上記の市ホームページにて公表します。

13 応募に関する留意事項

(1) 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合は、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

(2) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

(4) 申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出してください。

(5) 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請団体に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(6) 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

(7) 情報公開制度の対象

申請団体が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

(8) 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

14 連絡先及び書類の提出先

岐阜市 子ども未来部 子ども支援課 柳ヶ瀬子育て支援施設

〒500-8879 岐阜市徹明通2丁目18番地 柳ヶ瀬ガラスル35 4階

電話：(058) 214-3117

担当：鎌田、桂川、小栗